

鳥取市の災害医療等に係る医療救護対策支部設置の基本的な考え方

平成28年4月19日
医療政策課

◇鳥取市の保健所設置に伴う災害医療体制等

◇医療救護対策支部とは？(県災害医療活動指針・抜粋)

→福祉保健部長は、被災地域住民の生命を守ることを目的とし、地震等の災害発生直後の超急性期には総力を挙げて対処し、迅速な状況判断による明確な指示を出すために、福祉保健局内に福祉保健局長を支部長とする「医療救護対策支部」を設置する。

【現 状】

○福祉保健事務所(局)に設置される医療救護対策支部は、県災害対策支部及び県医療救護対策本部から指示等を受け、地区医師会、医療機関等と連携し、医療救護班等の派遣等を行う。

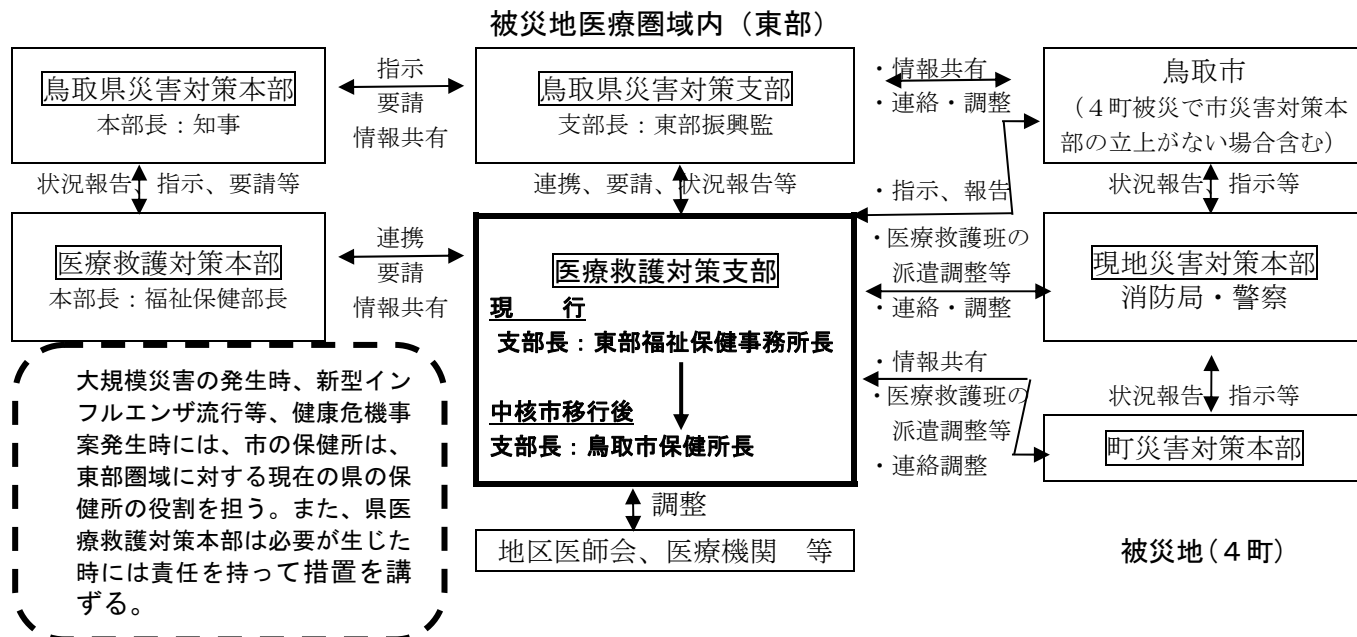
【中核市・移行後】

○災害時には鳥取市は県からの要請を受け、鳥取市保健所に医療救護対策支部を設置して、その機能を担うこととする。1市4町全域で医療救護活動を展開するためには、迅速な意思決定を図る必要があり、鳥取市保健所に設置された医療救護対策支部は県医療救護対策本部及び県災害対策支部と連携しながら、その対応にあたる。

【組織体制の基本的な考え方・案】

- ① 現行の災害医療体制の指揮命令系統を踏まえ、新たな連携のあり方を検討していく。
- ② 新型インフルエンザ対策等でも超急性期の初動対応が必要となることから、県市で指揮命令系統が重複することのないよう検討していく。
 - ・医療救護対策支部の業務は、
 - ア 災害医療では、東部圏域の医療機関等の被災情報の収集、災害医療システム・EMISの入力・確認、未入力機関等への連絡、必要に応じた現地確認、医療対策本部、周辺4町の災害対策本部の連絡調整、圏内災害拠点病院と連携した転院搬送、本部に対する圏外搬送の要請、移動手段の確保 等
 - イ 医療救護班等の派遣調整及びDMAT等の受入れ調整、市町村への支援(人材、医薬品、生活用品等)
 - ウ 感染症、被ばく医療等では、感染症対策本部との連絡・調整、職員の現地への派遣、サンプル等の収集、調査、圏内初期被ばく医療機関への転院搬送・受入調整、二次被ばく医療機関へ搬送 等
- ③ 県と市の間での具体的な取り決めは協議のうえで決定していく。

◇災害時の医療救護・連携体制図



<鳥取県新型インフルエンザ等対策マニュアル>

・東部地区の地方機関においては、県対策本部の設置に合わせて支部を設置し、県対策本部で決定された対策を市町村と連携して重点的に実施する。

<鳥取県被ばく医療計画>

・県は、県災害医療救護対策本部を設置したときは、...各圏域に医療救護対策支部を設置する。